

宮廃対第1297号
令和5年3月2日

公益社団法人 栃木県産業資源循環協会
会長 菊池清二様

宇都宮市長 佐藤栄一
(環境部廃棄物対策課扱・公印省略)

事業所から排出される非感染性使用済紙おむつの取扱いについて（依頼）

本市の環境行政につきまして、日頃から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、市内の事業所から排出される非感染性使用済紙おむつにつきましては、今後、下記のとおり取扱いを見直すことといたしましたので、会員の皆様に御周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 非感染性使用済紙おむつの処理方法

【従来】 産業廃棄物（廃プラスチック類）として処理

↓

【見直し後】 事業系一般廃棄物（焼却ごみ）として処理

2 処理施設

- ・ クリーンパーク茂原（宇都宮市茂原町 777-1）
- ・ クリーンセンター下田原（宇都宮市下田原町 3435）

3 取扱い開始日

令和5年4月1日

4 注意事項

- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者が感染性廃棄物と判断する使用済紙おむつについては、これまで同様「感染性廃棄物」として処理することとなります。
- ・ 非感染性使用済紙おむつの処分に当たっては、衛生面の観点から、下記の事項にも十分留意してください。
 - ⇒ ・ 汚物は、トイレに流してください。
 - ・ 悪臭の発生を防止するなど、適正に保管してください。

【お問い合わせ先】 宇都宮市 環境部 廃棄物対策課（担当：安達、^{さんどうち}三堂地）

電話番号：028-632-2929 Eメール：u0713@city.utsunomiya.tochigi.jp